

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省経営局農地政策課）

項 目 名		農地政策の見直しに伴う税制上の所要の措置	
税 目		複数税目	
要 望 の 内 容	高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用に繋がるよう、農地政策について今後具体的な見直しの検討を行うこととしており、これに伴い税制についても所要の措置を要望。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用につながるよう、令和5年に改正された農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を核とした担い手への農地の集積・集約化を進めるため、関連施策について見直しを行うとともに、税制面からも所要の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 令和6年に改正された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき昨年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、地域計画の継続的な見直しを支援するとともに、適正な農地利用の在り方を検討することとされたところ。 地域計画は、令和7年3月までに全国の約1万9千地区で策定されたところ。そのうち将来の農地の集約化の姿を明確にできた地区は1割程度であることから、引き続き、地域の話合いを継続し、地域計画の完成度を高め、農地の集積・集約化を着実に進めていくことが重要となっている。 また、地域計画に基づく農地の集積・集約化に向けては、地域計画の策定や現場活動を行う市町村等との適切な役割の下、農地バンクにしっかりと農地を中間管理する機能を発揮させる必要がある。 さらに、農地所有者の高齢化に伴い、農地の相続の増加が見込まれる中、農地の管理・利用への関心が低い不在村農地所有者の増加等により、農地の利用意向の把握や権利設定が困難となるなど、地域計画の継続的な見直しや農地の集積・集約化の支障となることが懸念されることから、相続等に伴う不在村農地所有者対策について、早急な対応が必要である。 このため、関連施策の見直しについて検討を行い、税制面からも所要の措置を講じることを要望するものである。 ○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号） （望ましい農業構造の確立） 第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 （農地の確保及び有効利用） 第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 ○ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定） 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 I 我が国の食料供給 2 食料自給力の確保 （2）サステナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組 ① 地域計画を核とする取組 ア 地域計画に基づく担い手の育成・確保 （前略）地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自
--	---

		立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。（中略）こうした取組の推進に当たっては、地域計画をベースとして、地域が自らの実情を客観的に捉え直す必要があり、国は地方機関との緊密な連携の下、市町村における地域計画の継続的なブラッシュアップや実現に向けた取組をプッシュ型で支援する。（後略） イ 地域計画の分析・検証と適正な農地利用の在り方の検討 （前略）不在村の農地所有者が増加すると、その所有農地の利用が困難になるおそれがあるため、地域計画の枠組みにおいて、所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生時点で農地の適正利用を確保する新たな方策を検討する。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保
		政策の達成目標	令和12年度の担い手への農地集積率が7割
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を7割に拡大していく。
	有効性	政策目標の達成状況	令和8年3月末における担い手への農地集積率は62.1%。
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—